

令和3年度地域包括支援センター事業報告

1 地域包括支援センターの設置状況（令和3年4月1日現在）

●基幹型地域包括支援センター（市直営・市役所内）

○職員 4名（保健師2、社会福祉士1、主任介護支援専門員1）

◆役割 委託センターの後方支援、センター間の総合調整、業務内容の質の向上

報告・相談



助言・指導

●委託型包括支援センター●東部地域包括支援センター

○職員5名（主任介護支援専門員2、社会福祉士1、保健師に準ずるもの1、事務（兼務）1）

●中央地域包括支援センター

○職員5名（主任介護支援専門員1、社会福祉士1、保健師1、保健師に準ずるもの1、事務1）

●西部地域包括支援センター

○職員6名（主任介護支援専門員2、社会福祉士2、保健師に準ずるもの1、事務（兼務）1）

◆役割 高齢者の各種相談に幅広く対応する総合相談支援、介護支援専門員への支援、介護予防支援等
高齢者を取り巻く関係者とのネットワークづくりを推進

2 包括的支援事業実績

(1) 総合相談支援事業

①総合相談 内容別件数

業務内容		基幹型 a	委託型 b	合計 c c= a + b
総合相談支援業務(高齢者の介護、生活等に関する相談)	実件数	793	3,291	4,084
	延件数	1,770	10,963	12,733
権利擁護業務(成年後見制度、高齢者虐待に対する支援)	実件数	126	134	260
	延件数	657	1,090	1,747
包括的継続的ケアマネジメント業務(介護支援専門員等への支援)	実件数	12	251	263
	延件数	77	1,013	1,090
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援等(要支援者のサービス調整)	実件数	23	1,317	1,340
	延件数	28	3,981	4,009
任意事業(介護相談等)	実件数	3	5	8
	延件数	4	10	14
その他(高齢者以外の相談)	実件数	14	26	40
	延件数	60	103	163
苦情	実件数	6	7	13
	延件数	13	9	22
合計	実件数	977	5,031	6,008
	延件数	2,609	17,169	19,778

②相談者の内訳

・ケアマネジャー	延 4,144 件	(全相談に占める割合 21.0%)
・家族	延 4,052 件	(20.5%)
・本人	延 2,996 件	(15.1%)
・行政関係者(市・県)	延 1,762 件	(8.9%)
・民生委員	延 400 件	(2.0%)
・警察署	延 235 件	(1.2%)

(2) 地域におけるネットワークの構築

高齢者を取り巻く地域の関係者とのネットワークの構築と地域包括支援センターの活動周知を目的として、圏域の団体や商店、学校、医療機関と連携を図った。(回)

連携団体、機関等	基幹型 a	委託型 b	合計c c = a+b
民生委員の定例会、町内会、保健推進員研修会 プラチナ体操実施団体、駐在所、医療機関、 金融機関、郵便局、学校、商店等	4	59	63

(3) 高齢者実態把握事業

対象は、令和3年度、新たに75歳以上のひとり暮らしになった者(前年度対象者で状況が把握できていない者も含む)とした。

	委託型地域包括支援センター			合計	割合(%)	
	東部	中央	西部			
対象者数	155	200	113	468		
うち入院等で対象外	24	25	26	75		
実施数	131	175	87	393		
実施状況	把握済み	98	132	60	290	73.8
	拒否	3	8	1	12	3.1
	不在	30	35	26	91	23.2
実施結果 (※)	継続支援 が必要	4	3	4	11	3.8

※実施結果の割合は、母数を把握済みとする。

継続支援先は以下のとおり(複数あり)

・民生委員に情報提供(7)	・包括が継続支援(4)	・ケアマネジャーに繋ぐ(3)
・介護申請(1)	・配食サービス導入(1)	・他機関に繋ぐ(1)

(4) 権利擁護業務

①高齢者虐待への対応

- ・ 養護者による虐待 通報受理件数(実数) 29件
(虐待と認定 13件、虐待ではないと判断 10件、判断不可 6件)
- ・ 介護施設従事者等による虐待 通報受理件数(実数) 0件

②成年後見制度利用事業

- ・ 成年後見制度相談件数(実数) 46件
- ・ 市長申立て件数(実数) 2件

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

介護支援専門員(ケアマネジャー)が高齢者に対して適切に援助できるよう、介護支援専門員への助言指導や研修会を実施した。

①介護支援専門員からの相談実績

業務内容		相談件数
ケアプラン・情報提供	実件数	77
	延件数	227
医療機関連携	実件数	11
	延件数	46
困難事例に対する指導・助言	実件数	135
	延件数	753
ケアマネジャーグループへの活動支援	実件数	11
	延件数	17
その他	実件数	29
	延件数	47
合計	実件数	263
	延件数	1,090

②介護支援専門員を対象とした研修会

- ・ 地域ケア実務者会議 2回 参加者数(延数) 109人
研修内容：①災害机上訓練(ZOOM)
②看取りについて(参集)

(6) 地域ケア会議の開催

地域ケア個別会議 28回 (委託型包括支援センターが中心となり開催)

地域ケア推進会議 12回 (市が中心となり開催)

種別	実施回数(延数)
個別課題解決機能	25
ネットワーク構築機能	9
地域課題発見機能	5
地域づくり・資源開発	8
政策形成機能	4
合計	51

(7) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

要支援 1、2 の方に対し、介護予防サービスや緩和した基準によるサービスの利用等を調整し、介護予防と自立支援のためのケアマネジメントを実施した。

実施件数

委託型	給付件数			割合	
	委託型支援 センター直営 a	居宅介護支援 事業所へ委託 b	合計 c=a+b	委託型支援 センター実施割合 d=a/c	居宅介護支援 事業所へ委託割合 e=b/c
介護予防支援	314	2,420	2,734	11.5%	88.5%
介護予防ケア マネジメント	415	2,623	3,038	13.7%	86.3%
合計	729	5,043	5,772	12.6%	87.4%

令和4年度 銚子市基幹型地域包括支援センター事業計画

1 令和4年度活動方針

- (1) 地域包括支援センター（以下「包括センター」という。）が、地域の中で身近な相談場所であることの定着化を図り、様々な相談やニーズに対応できるようにする。
- (2) 高齢者虐待や認知症高齢者などの困難事例の個別支援をケアマネジャーと共同し、適切にできるようにする。
- (3) 委託型包括センターが、実態把握事業や地域ケア会議を通じ把握した、圏域の生活実態やニーズを整理し、取り組む課題を地域の会議などで検討する。また、市レベルの会議で提言していく。

2 令和4年度重点目標及び具体的対策

	重点目標	具体的対策
1 基本項目 ・組織運営体制の充実 ・職員の育成 ・利用者満足度の向上 ・公平性中立性の確保	①包括センター職員の資質の向上を図る。 ②包括センターを幅広く周知し、高齢者の相談が包括センターに寄せられるようにする。	・定期的な研修会（センター長会議、職種別連絡会等）を開催し、職員研修の充実を図る。また、委託型包括センターで、職員の状況に合わせた研修が開催できるよう支援する。 ・市窓口や介護予防啓発事業、市広報など様々な場や方法で幅広く周知を図る。
2 総合相談支援事業 ・地域におけるネットワークの構築 ・実態把握 ・総合相談支援	①高齢者の相談内容が複雑になってきていることを踏まえ、高齢者の問題を解決するため、地域の関係者との連携を強化する。 ②地域ケア会議を積極的に開催する。	・障害や生活保護、DV担当課、健康づくり課等の関係機関へ積極的な働きかけができるよう支援する。 ・困難事例の対応について、適切に地域ケア会議が開催できるよう支援する。
3 権利擁護事業 ・高齢者虐待、困難事例への対応 ・成年後見制度の活用促進	①委託型包括センターが高齢者虐待や困難事例へ適切な対応できるよう、支援する。 ②虐待の再発防止に向け、取り組む。 ③成年後見制度の業務が円滑に行えるよう職員の理解促進を図る。	・スーパービジョンや事例検討会を通じ、実際のケースを多方面からみる視点・関係者と役割を明確化した連携方法・緊急を要するケース対応を判断出来るスキル等の習得を目指す。 ・社会福祉士連絡会や台帳確認時に、虐待の再発ケースを振り返り、発生要因の分析と課題の抽出を行い、個別ケースごと及び圏域全体の虐待再発防止に向けた取り組みを検討していく。 ・委託型包括センター職員全員が、後見制度の概要説明が出来るスキル習得を目指し、委託型包括センターの社会福祉士が中心となり、研修や説明会を開催する。

<p>4 包括的・継続的ケア マネジメント支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託型包括センターがてうしケアマネクラブ及び主任介護支援専門員と積極的に連携できるよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託型包括センターの主任ケアマネが、てうしケアマネクラブやてうしケアマネ主任連絡会の3つのグループの活動を確 認し、連携して活動できるよう後方支援 を行う。 ・主任ケアマネ更新要件の3時間研修を1 つ以上、委託型包括が計画して提供でき るようにする。 ・障害サービスから介護保険サービルへ 切り替えが必要となる場合、円滑なサー ビス移行が可能となるよう障害相談支援 専門員と現状課題を共有する機会を新た に設定していく。
<p>6 介護予防・日常生活 支援総合事業</p>	<p>委託型包括センターや委託する 居宅介護支援事業所が、重度化 防止・介護予防に向けたケアプ ランが作成できるよう支援す る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネ向けの研修会を開催し、資質の 向上を図る。 ・介護予防・自立支援型地域ケア会議を定 期的に開催する。また、会議に助言者と して参加する専門職の役割を深め、より よい会議となるようにする。

令和 4 年度 銚子市（東部）地域包括支援センター事業計画書

1 令和 4 年度の実施体制

運 営 : 委託型包括支援センター

センター長 : 加藤 康雄

職 員 : 5 名

<内訳>

職 種	常 勤	非常勤
主任介護支援専門員	2 名	
保健師		
保健師に準ずるもの	1 名	
社会福祉士	1 名	
社会福祉士に準ずるもの		
事 務	1 名（兼務）	

2 運営理念

銚子市東部地域包括支援センターについて、市民・関係団体などに対して広く周知をすると共に、「わたしたちは、地域に信頼され必要とされる福祉サービスを目指します。」と掲げた法人の基本理念に基づき、各関係機関との連携強化とネットワークを構築し、住み慣れた地域で安心して生活が送れるように支援をしていく。また、地域特性に合わせた「地域包括ケアシステム」の仕組みづくりを構築する。

3 令和 4 年度の活動方針

- (1) 地域包括支援センターの体制整備
- (2) 関係機関との連携
- (3) 高齢者の窓口としての強化
- (4) 介護予防の推進と高齢者の生きがいつくり

4 令和 4 年度重点目標及び具体的対策

令和 4 年度重点目標	具体的対策
①多様化する相談やニーズに対応できるよう、各専門職の連絡会や研修で職員のスキルアップを図っていくと共に、包括内でも事例検討などを開催し、対応力の強化をしていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・委託包括の各職種別連絡会で、スキルアップを図ると共に、包括内で研修を行う。 ・外部研修へ参加する。 ・包括内で年 3 回研修を開催していく。
②第一日常生活圏域内の居宅介護支援事業所（東部 CM 連絡会）と、情報共有の為の会議や事例検討会などを積み重ね、連携強化を図っていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・東部 CM 連絡会で顔の見える関係作りの為の情報交換会や事例検討会を年 3 回開催する。 ・圏域内の居宅介護支援事業所と個別で事例検討会を開催する。 ・中央地域包括支援センターと協働して、互いの圏域内の CM グループに向け、事例検討会や研修会を

	開催する。
③高齢者の相談窓口として、住民に対し周知活動を更に推進していく。	・民生委員の定例会や地区住民に直接的な周知活動を行うほか、SNS で東部地域支援センターの周知や活動内容も発信していく。
④地域で身近な住民主体の通いの場の創出、継続の為の支援を行う。	・プラチナ体操団体の交流会の開催を検討。 ・圏域内の既存団体をマッピングし、不足している地域に重点的に開設支援を行う。 ・包括職員に向けての銚子プラチナ体操を主とした勉強会の開催。 ・銚子プラチナ体操にバージョンアップ体操を追加し、既存の団体への支援を行う。
⑤高齢者の個別課題を解決する為、地域ケア会議を開催し、地域の関係者と連携強化を図り、地域課題の発見に繋がっていきます。	・個別課題から地域課題抽出の為、年 10 回以上は地域ケア会議を開催する。

5 委託仕様書に基づく事業計画

令和 4 年度の目標	具体的対策
<p>(包括的支援事業に関する業務)</p> <p>①総合相談支援業務 広く相談を受けられる様、周知方法を検討し広報活動を行う。</p>	<p>① 総合相談支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高神地区、明神地区、清水地区の民生委員の定例会に継続参加し、民生委員との連携を強化する。 ・銚子市のHPの見直しも提案しながら、SNS による東部地域支援センターの周知や活動内容を定期的に発信していく。 ・実態把握調査の項目に東部包括独自の設問を追加し、圏域内の地域課題を抽出できるようにする。 <p>①新規 75 歳以上独居高齢者 ②昨年度、不在だった 75 歳以上の独居高齢者 ③80 歳以上ののみ世帯で介護サービスの利用が無い世帯の実態把握調査を行い、地域課題を明らかにしていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部 CM 連絡会で事例検討会や地域課題の抽出の為の地域ケア会議や研修会を開催する。 (年 3 回) ・中央地域包括支援センターと協働して、互いの圏域内の CM グループに向け、事例検討会や研修会を開催する。

②権利擁護業務

高齢者虐待・成年後見制度利用促進については、社会福祉士が中心となって、支援を行う。

高齢者虐待への対応が迅速に適切に行えるよう包括職員のスキルアップを図っていく。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ケアマネジャーの個別支援が出来るように包括職員のスキルアップを図る。

圏域内の CM 事業所と勉強会や事例検討等開催していく。

てうしケアマネクラブと協働して研修会等の開催を行っていく。

④認知症総合支援事業

認知症の普及啓発、地域での見守り体制の整備を行う。

② 権利擁護業務

・虐待ケースについては、速やかに市に報告し、虐待対応マニュアルのフローチャートに沿った情報収集ができるように記入様式について熟知する。

・社会福祉士連絡会を通して、事例検討を行い、包括内部職員のスキルアップを図る。

・社会福祉士のスキルアップとして、社会福祉士連絡会で事例検討会の開催。

・成年後見制度を対象とした外部研修に参加する。

・センター内で情報共有や研修を行う。

・虐待対応について、事例検討を通し、掘り下げる。

・虐待・困難ケース等で係わった機関の連携方法について検討する。

・虐待対応については、発生地区の担当者とセンター長が事実確認、対応を行い緊急性の判断、対応方針についても常に確認していく。

・成年後見制度の利用促進について検討する。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

・包括支援センター職員向けの外部研修や法人内の研修に参加し包括職員の知識を深める。

・ケアマネからの相談を通し、主任ケアマネ連絡会で事例検討や統一した相談内容を積み重ね、対応の統一化と包括職員の資質向上を目指していく。

・東部 CM 連絡会で事例検討会、情報連絡会を年3回開催する。

・中央地域包括支援センターと協働して、互いの圏域内の CM グループに向け、事例検討会や研修会を開催する。

・市内の主任 CM に向け、更新要件を満たす3時間研修の開催を行う。

④ 認知症総合支援事業

・認知症を疑われる本人や家族、CM、民生委員等にSOSネットワークや認知症初期集中支援チームなど周知していく。

・認知症初期集中支援チームの支援内容を理解し、更に連携が行えるようにする。

・認知症を疑われる本人や家族、居宅介護支援事業所や民生委員、地域住民などが早期に相談が

<p>⑤在宅医療・介護連携推進事業 市と協力して、医療・介護連携推進委員の医師と介護、福祉関係者と協議する場を作っていく。</p> <p>⑥生活支援体制の推進事業 介護予防・地域支え合いサポーターの育成を推進し、登録サポーターの活躍の場を検討する。 日常生活圏域毎に、第二層生活支援コーディネーターの配置について検討する。</p> <p>⑦地域ケア会議推進事業 市と協力して医療・介護の専門職や、地域の支援者及び地域のネットワークの構築に向けた環境整備を行い、高齢者個人に対する支援の充実と支える社会基盤の整備を行う。</p>	<p>行えるよう圏域内のネットワークの充実を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の民生委員の定例会で認知症サポーター養成講座が開催できるよう周知活動を継続していく。 ・オレンジカフェ銀河と連携して認知症本人や家族支援、交流の場となるように広報活動を行う。 ・SNS等を利用し、効果的な周知活動を継続。 ・認知症ケアパスの周知方法について、市と協議していく。 ・認知症見守りシール「どこシル伝言板」の周知方法についても市と協議していく。 ・認知症を考える会で、チームオレンジ結成に向けた検討を市と協力して行う。 <p>⑤ 在宅医療・介護連携推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護をつなぐ研修会を医療・介護連携推進委員のメンバーと協働して年1回以上開催する。 <p>⑥ 生活支援体制の推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支え合い推進会議に参加し、活躍の場の創出に向け、市と協力していく。 ・第2層生活支援コーディネーターの配置に向け、情報収集を行う。 ・支え合い推進会議に参加し、地域の課題を明らかにし、資源開発が行えるように協議する。 <p>⑦ 地域ケア会議推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握調査や総合相談で課題を明確にし、個別ケースの早期解決、困難事例の予防に努め、問題抽出が行えるように年10回以上の地域ケア会議の開催を行う。 ・今まで開催した地域ケア会議の集約、検証を行い、地域課題の発見に繋げる。 ・市主催の自立支援型・介護予防型地域ケア会議に参加、開催協力していく。
<p>【指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントに関する業務】 自立支援に向けた支援が出来るようアセスメント、プランニングが行えるよう包括職員のスキルアップを図っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託包括が主催する主任介護支援専門員連絡会等で包括職員のスキルアップを行い、包括直営の介護予防支援、介護予防マネジメントの件数を一人あたり5件以上担当出来る。 ・相談・面接を行い、要介護認定の必要性は低い支援が必要な場合は、基本チェックリストを活用し、事業対象者として支援に結び付ける。

<p>【一般介護予防事業に関する業務】</p> <p>市の重点事業「銚子プラチナ体操」を行う住民主体の通いの場の創出を、積極的に行うことと、既存の実施団体を継続支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プラチナ体操団体の交流会の開催を検討。 ・圏域内の既存団体をマッピングし、不足している地域に重点的に開設支援を行う。 ・包括職員に向けての銚子プラチナ体操を主とした勉強会の開催。 ・銚子プラチナ体操にバージョンアップ体操を追加し、既存の団体への支援を行う。
<p>【地域支援事業の任意事業に関する業務】</p> <p>在宅での介護を希望する家族への支援を推進する。</p> <p>一人暮らしの高齢者の見守り体制の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を介護している家族同士の交流の場を提供するため、家族介護交流会の開催を協力する。 ・銚子市高齢者見守り・SOS ネットワークの利用促進に向けて普及啓発を行う。 ・災害時避難行動要支援者の個別避難計画作成の協力を行う。
<p>【その他の業務】</p> <p>①地域密着型サービス事業所が設置する運営推進会議への参加し、サービスの向上を図り、地域に開かれたサービスとなるよう支援する。</p> <p>②銚子市介護保険事業等運営協議会へ参加し、銚子市の現状の把握と包括の適正な運営の問題点を明らかにする。</p> <p>③実績報告及び評価 業務に係る実績を業務実施月の10日までに委託者に提出する。</p> <p>④職員の人材育成 外部研修や包括内での研修、事例検討を通して各職員のスキルアップを目指す。また、職種ごとに他の委託包括と協力して勉強会などを開催する。</p> <p>⑤連絡会等の参加・企画 基幹型、委託型包括と情報共有を行い、業務内容についての理解を深め、地域の課題解決に向けてスキルアップを行う。</p>	<p>①地域密着型サービス事業所が設置する運営推進会議へ参加する。生活圏域を小学校区ごとに担当分けし、担当職員が出席し、適切な運営が行われているか確認する。また、運営推進会議の内容が統一した内容となるよう標準化する。</p> <p>②銚子市介護保険事業等運営協議会へ参加し、地域包括支援センターの適切な運営、中立性の確保の為に、事業計画、実績等を報告し、適切な運営を図る。</p> <p>③実績報告及び評価 毎月末に実績内容及び活動報告を通し、業務全体の振り返り、評価を行う。</p> <p>④職員の人材育成 専門性を意識し、3職種が連携して業務を行うチームアプローチが実施出来るように職種ごとに連絡会を開催し、職員の知識を深め実践力を高める。 また、包括内で年3回研修を行う。 包括職員は個人目標を設定して、半年ごとに評価、面接し人材育成を図る。</p> <p>⑤連絡会等への参加・企画 支援困難事例など、各包括が抱える問題ケースを事例検討などで解決に繋げる。参加職員の数も調整し、情報共有を行う。 ・委託包括の各職種別連絡会で、スキルアップを図ると共に、包括内で研修を行う。 ・外部研修への参加</p>

令和 4 年度 銚子市中央地域包括支援センター事業計画

1. 令和 4 年度の実施体制

運 営 : 委託型包括支援センター

センター長 : 岩瀬 史

職 員 : 5 名

<内訳>

職 種	常 勤	非常勤
主任介護支援専門員	1 名	
保健師	1 名	
保健師に準ずる者	1 名	
社会福祉士	1 名	
事務	1 名	

2. 運営理念

利用者の立場を考え、安心、信頼される介護、福祉サービスの提供を通して、地域福祉に根差した、社会貢献の実現に全力で取り組む。

- (1) 銚子市の高齢者が元気で楽しく過ごし、銚子市に住んで良かったと思えるような街づくりを推進する。
- (2) 介護が必要になってからも、住み慣れた街で、自分らしく安心して暮らせるように支援する。
- (3) 専門性を生かし、地域と連携し、必要な方に必要な支援を公平に行う。
- (4) 銚子市基幹型包括支援センター、銚子市東部地域包括支援センター、銚子市西部地域包括支援センターと連携し、地域に密着した活動を行う。

3. 令和 4 年度活動方針

- (1) 地域包括支援センター職員のスキルアップを図り、業務の充実、対応力を強化する。
- (2) 日々の業務を通して高齢者の実態を把握し、地区の特性を捉え地域課題に対しての取り組みを検討していく。
- (3) 介護予防支援事業を推進し、高齢者が集い交流できる場所を増やして行くと共に、継続のための支援を展開する。
- (4) 関係者と協働し、認知症の予防から理解、支援までの一連の支援体制の構築に参画する。

4. 令和4年度重点目標及び具体的対策

令和4年度重点目標	具体的対策
<p>1. 地域包括支援センターの多岐に渡る業務に、迅速かつ的確に対応できるように、職員のスキルアップを図り、包括支援センターの業務の充実を図っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のスキルアップのため、職種別連絡会や外部の研修に参加し、専門職としての知識を獲得していく。 また、委託包括内で各専門職が主体となり、年4回研修を開催。自身の職種以外の分野への理解を深める。 ・ケース対応などについて、必要時に委託包括内で事例検討、振り返りを行う。また、各専門職が専門性を発揮できるよう情報共有、意見交換を積極的に行う。 ・日々の実践の中で、包括支援センターの周知を図りながら、地域や関係機関とスムーズに連携が取れるように、情報提供、情報共有を密に行う。 ・委託包括支援センターの役割について理解を深め、地域の中でセンターが果たす役割を検討、実施する。
<p>2. 実態把握事業などを通して、地区の特性を捉え地域課題をまとめ、地域課題に対しての取り組みも検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握調査や総合相談を通して、豊岡地区は他地区に比べ相談が少なく、早い段階での相談に繋がりづらいことから、包括支援センターの周知と介護予防についての案内が行えるよう、対象者（新規75歳以上独居、令和3年度不在）に加え、中央包括独自で豊岡地区の介護サービスの利用のない80歳以上のみ世帯も実施。 ・包括支援センターのチラシ、ちよーぴーのやさしさ便利帳、不在者へのチラシなどを配布していく。 ・実態把握調査などから地域の特性について理解を深め、課題を抽出して委託包括内で検討する。
<p>3. 介護予防支援事業などを通して、プラチナ体操グループの新規立ち上げや、既存のグループ支援を行うことで、高齢者の交流場所を増やす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集いの場として、プラチナ体操グループの周知を地域住民や関係機関に行う。 ・新規プラチナ体操グループの立ち上げ目標地区を「豊岡地区」として、新規開設のための周知啓発方法を委託包括内でも検討し、実施する。 ・看護職連絡会にて、既存のプラチナ体操グループ（休止中含む）に必要な支援を行い（アンケートやバージョンアップ体操など）モチベーションの維持を図る。 ・プラチナ体操グループから、介護についてなどの早期相談、支援に繋がるよう包括支援センターの役割、活動を周知する。 ・看護職が中心となり年1回委託型包括内研修を行う。

<p>4. 認知症の予防から理解、支援までの一連の支援体制の構築に参画する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症施策を考える会（年2回）を共同実施する。 ・ 認知症キャラバンメイトと連携し、職域別、小学校、中学校などへの認知症サポーター養成講座開催の働きかけをする。 ・ 3包括や認知症キャラバンメイトなどと連携し、認知症サポーター養成講座を開催する。 ・ チームオレンジ結成に向けて市と協議をしていく。 ・ 清川町オレンジカフェに参加し、カフェ主催のメンバーと家族や地域の方からの介護相談を受ける。 ・ 認知症の初期段階から相談することができるよう、地域の中で認知症の相談窓口であることも周知していく。 ・ 認知症の支援について、認知症初期集中支援チームとの連携が効果的と考えられるケースはチームにつないでいく。 ・ 「オレンジカフェ」・「認知症ケアパス」・「どこシル伝言板」・「認知症見守りSOSネットワーク」など、認知症に対する取り組みの周知方法を市と協議し、民生委員やケアマネなどに向けて周知していく ・ 若年性認知症について、東総地区認知症を考えるなど、認知症に関する研修会に参加する。
--	---

5. 委託仕様書に基づく事業計画

令和4年度目標	具体的対策
<p>【包括的支援事業に関する業務】</p> <p>①総合相談支援業務</p> <p>重点目標記載1の通り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点目標記載1の通り
<p>②権利擁護業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待については主、副担当を中心に全職員で検討し、迅速に最善の判断、対応ができるような体制を整える。困難ケースについても同様とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待や困難ケースは、職員全員が迅速に適切な判断、支援ができるよう、虐待対応マニュアルの活用、事例検討、研修などの取り組みによるスキルアップを図る。 ・ 基幹型包括と連携を取りながら、コア会議の開催に向けての情報収集、委託包括内での集約、対応方針の決定、支援方法について最善の対応が取れるようにする。 ・ 社会福祉士が中心となり、虐待台帳、困難台帳の確認を継続していく。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度や日常生活自立支援事業について理解し、社会福祉士を中心に制度利用について検討ができ、必要に応じて申し立てに関わることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉士連絡会にて虐待の実態を把握し、発生要因の分析、再発防止に向けた取り組みを検討する。 ・ 全ての職員が成年後見制度や日常生活自立支援事業（すまいる）について説明ができ、その必要性を見極め、制度につながるスキルを身につける。 ・ 社会福祉士が中心となり、年1回委託型包括内で研修を行う。
<p>③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケアマネジャーとの事例検討会などを企画開催するなどして、ケアマネジャーの支援ができるように職員のスキルアップを図る。 ・ 主任ケアマネ連絡会にて介護サービスと障害サービスとの連携がスムーズにできるようにしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ てうしケアマネクラブの活動が計画的に進められるよう主任ケアマネ部会「資質向上」・「社会資源」グループの後方支援を行う。 ・ ケアマネジャーの個別支援が適切に行えるよう、ケアマネ業務の理解を深め、3職種が連携して対応をしていく。 ・ 委託包括と連携し、特定事業所との事例検討会を定期的開催する。 ・ 同法人内の居宅介護事業所と事例検討の他、勉強会に参加をする。 ・ LINE アプリで繋がっていない圏域のケアマネジャーとの連携方法を検討する。 ・ 主任ケアマネ連絡会で、介護サービスと障害サービスのスムーズな連携方法について、手引きを作成し、ケアマネに周知のための研修を行う。
<p>④認知症総合支援事業 重点目標記載4の通り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点目標記載4の通り
<p>⑤在宅医療・介護連携推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療、介護関係者と情報を共有し、医療介護連携を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「在宅医療・介護連携支援センター」と連携を図る。 ・ 「医療と介護の連携シート」・「オレンジシート」などを活用しながら、連携室のない医療機関とも連携を図っていく。 ・ エンディングノートの有効活用する方法について市と協議し、配布をしていく。 ・ 「医療と介護を繋ぐ研修会」など、医療と介護についての研修会を市と協働実施する。 ・ 住民向けマップ作成（医療介護マップ）について、市と検討していく。

<p>⑥生活支援体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で安心して豊かに暮らせるために「お互い様」の活動を展開することができるよう、市と準備をしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ちよーぴーのやさしさ便利帳 第2版」の配布を継続して行っていく。 ・「ちよーぴーのやさしさ便利帳 第3版」の作成に向けて市の取り組みに協力していく。 ・市と協力しながら、第2層生活コーディネーター配置のための人的資源の把握を行っていく。
<p>⑦地域ケア会議推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、地域ケア会議の有用性を認識し、課題解決のために積極的に会議を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア個別会議の年間開催回数を8回とする。 ・会議の開催を積み重ねながら、委託包括内でも地域課題を抽出する方法を検討し実施する。 ・主任 CM に地域ケア会議のオブザーバーとしての参加を呼びかける。 ・市主催の自立支援型・介護予防型地域ケア会議へ参加する。 ・障害者サービスと高齢者介護サービスの連携がスムーズにいくよう、手引きを作成して活用できるようにする。
<p>【指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントに関する業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援に向けてプランニングが適切に行えるよう、アセスメント、プランニング、モニタリングなどのスキルアップを図る。 ・ケアプランチェックが適正に行えるよう、ケアマネジャーと密に連携を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主任ケアマネ連絡会にて、ケアプラン作成にかかわる研修を行い、包括職員のスキルアップを図る。 ・包括直営を一人あたり5人以上担当する。 ・相談時より基本チェックリストを活用し、必要な支援に繋げていく。 ・ケアプランチェックを行う際には、近況や状況の確認を担当ケアマネジャーと行い、現状の把握に努める。 ・主任ケアマネジャーが中心となり、年1回委託包括内で研修を行う。
<p>【一般介護予防事業に関する業務】</p> <p>重点目標記載3の通り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重点目標記載3の通り
<p>【地域支援事業の任意事業に関する業務】</p> <p>① 家族交流会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市の事業に協力、支援する。
<p>【その他の業務】</p> <p>①地域密着型サービス事業所が設置する運営推進会議への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの質の向上を図り、地域に開かれたサービスになるよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業所における運営推進会議に参加する。 ・地区担当職員が主に出席し、適正な運営が行われているか確認する。 ・事業所の状況を委託包括内で共有し、会議に出席をした際には、運営についての情報提供や助言が行えるようにする。

<p>②銚子市介護保険事業等運営協議会への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銚子市の現状や取り組みなどについても、理解が進むよう委託包括内で情報を共有していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・銚子市介護保険事業等運営協議会へ参加し、その情報は委託包括内でも共有する。
<p>③実績報告及び評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月10日までに提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中間評価、年度末評価、評価結果をもとに業務の振り返りを行う。
<p>④職員の人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務に必要な資格の取得、各種研修会への参加など、スタッフそれぞれがスキルアップを図るためにどのようなすればよいかを自身で考え、行動ができるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託包括内研修予定 <p>6月 「対人援助技術について」 社会福祉士</p> <p>8月 「BCP作成について」</p> <p>11月 「プラチナ体操（バージョンアップ）について」 看護職</p> <p>2月 「地域課題について」 主任ケアマネ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケースについて委託包括内で共有し、助言を求めたいケースは、その都度、他専門職との意見交換、振り返りがしやすい環境を整える。 ・包括支援センターの専門職として求められる知識、対応力を自覚し、必要な資格の取得と内外の研修へ積極的に参加する。
<p>⑤連絡会等への参加・企画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡会に参加をし、各委託包括での問題解決やスキルアップを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会へ参加し、他委託包括との情報共有や対応方法などについてのアドバイスをもらうことのできる機会としていく。

令和 4 年度 銚子市西部地域包括支援センター事業計画

1 令和 4 年度の実施体制

- (1) 運営 : 委託型包括支援センター
- (2) センター長 : 峯岸 正樹
- (3) 職員 6 名

<内訳>

職 種	常 勤	非常勤
主任介護支援専門員	2 名	
保健師		
保健師に準ずるもの	1 名	
社会福祉士	2 名	
社会福祉士に準ずるもの		
事 務	1 名 (兼務)	

2 運営理念

銚子市西部地域包括支援センターについて、市民・関係団体などに対して広く周知を行うと共に、「わたしたちは、地域に信頼され必要とされる福祉サービスを目指します」。

法人の基本理念に基づき、高齢者が住み慣れた地域で元気で楽しく過ごし、銚子に住んで良かったと思えるような町づくりを、各関係機関との連携強化とネットワークを構築していきます。

また、行政や関係機関、地域住民と連携を図りながら、地域特性に合わせた「地域包括ケアシステム」の仕組みづくりの構築を目指し、介護を必要とする状態になっても安心して住み慣れた地域で生活できるように必要な方に必要な支援を公正に行っていきます。

3 令和 4 年度の活動方針

- ① 実態把握調査を通して、初期相談から地域の認知症・閉じこもり・介護・虐待予防（8050 問題含め）と生活実態や地域課題・ニーズの把握、困難ケース支援を実践し、地域ケア会議も含めた地域課題をまとめ、課題に対しての取り組みを検討する。
- ② 地区組織、関係団体等との関係づくりの中で認知症の理解と普及啓発を強化していく。学校や市民の受け入れ状況に応じて認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーター受講者のステップアップ講座を開催しながらチームオレンジ設置を心掛け、認知症予防や対応方法の助言、利用者・家族交流の機会が広がる場所づくりにつながるよう後方支援していく。
- ③ 健康意識と介護予防の推進として、既存・2 年以降のプラチナ団体への支援を継続し、地域住民、行政や関係団体・専門職、地域の関係者と連携し、元気シニア・介護予防・西部ふれあい講座、ふれあい交流サロン等の啓発を行い、新たな実施団体での実施につなげる。また地域と連携し銚子プラチナ体操団体の開設につなげる。
- ④ これまでのネットワークを活かし、地域における啓発活動を継続して行いながら、在宅医療介護連携の更なるネットワークの拡大・強化を図る。

⑤今後も高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、2層の協議体の充実も含め地域活動に協力し、介護・医療・生活支援・予防・住まいが包括的・継続的に行われることを目指す「地域包括ケアシステム」「地域共生社会の実現」の更なる推進を図る。

2 令和4年度年度重点活動及び具体的対策

令和4年度年度重点目標	具体的対策
<p>1. 実態把握調査を通して、初期相談から地域の認知症・閉じこもり・介護・虐待予防(8050問題含め)と生活実態や地域課題・ニーズの把握、困難ケース支援を実践し、地域ケア会議も含めた地域課題をまとめ、課題に対しての取り組みも検討する。</p> <p>・75歳(独居・サービス利用無)の実態把握を期間内に実施する。</p> <p>※フレイル予防等も含め豊里台75歳以上のみ世帯(サービス無)調査対象。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握調査にて西部包括のチラシ(緑)配布による包括の啓発活動(不在時に不在票の配布も含め)現状の把握と状況に応じた支援につなげる。今回、豊里台は75歳以上のみ世帯(サービス無)も没イチ対策での調査対象とし今後、民生委員や関係者と連携につなげていく。 ・災害時の要援護者台帳と今年度対象者の災害時の避難方法を確認も含め西部地区の7月以降の更新を進めていく。 ・初期相談(認知症も含め)内容に即したサービスや制度等に関する情報提供や対応により早期解決、困難事例等の予防に努める。また、相談の中での介護者のニーズ確認も進めていく。 ・地域ケア会議は月1件の開催を目標に、実態把握の結果も含め地域課題を抽出、分析をセンター内で年1回行う。 ・障害サービス利用者が65歳到達時のサービス移行がスムーズになるよう関係者で連携していく。
<p>2. 関係団体、地区組織等との関係づくりの中で認知症の理解と普及啓発を強化していく。学校や市民の受け入れ状況に応じて認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座を含めチームオレンジ設置を心掛け、認知症予防や対応方法の助言、利用者・家族交流の輪が広がるように後方支援の調整を心掛けていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託包括、近隣福祉関係者等と連携し、幅広い年代に啓発を続け、受け入れ状況に応じて小学校には教室使用など縮小にてキッズサポーターの開催を相談していく。 ・市民向け認知症サポーター養成講座他、認知症を考える会も含め認知症ステップアップ講座の開催に向け準備をする。また、対象者に合わせて会場を調整しながら3包括、関係者と連携しチームオレンジ設置に向けて調整をしていく。 ・徘徊模擬訓練を地域の中での認知症サポーター等も一緒に行えるように検討も調整をしていく。 ・受講後のボランティアや地域の見守り意識をもって共に地域での活躍の場を携われるように情報提供や後方支援を行う。 ・徘徊の早期発見・保護する目的のどこシル伝言板への周知、協力をしていく。

	<ul style="list-style-type: none"> ・介護（認知症介護当事者含め）に携わっている方、特に男性介護者の悩み等が話せる場・機会が作れるように健康づくり課や保健推進員等の協力者と相談していく。※認知症ケアパスも用いてCMへの周知啓発を実施していく。 ・認知症当事者や家族、居宅介護支援事業所や民生委員、地域住民などに西部ふれあい講座の参加啓発、認知症カフェの利用が促進されるように新型コロナの状況に応じて後方支援を行っていく。 ・昨年も開催したオレンジちょうしの継続に関して、RUN伴ちば in 銚子実行委員会やてうしケアマネクラブ、市、地域の方々と協力して認知症への理解の啓発をすすめる。
<p>3. 健康意識と介護予防の推進として、既存・2年以降のプラチナ団体への支援も継続し、地域住民、行政や関係団体・専門職、地域の関係者と連携し、銚子プラチナ体操開催場所の拡大から連動して元気シニア・介護予防・西部ふれあい講座、ふれあい交流サロン等の普及啓発の中で新たな活動団体の開設、実施に繋げる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規2カ所の銚子プラチナ体操の開設を目標に、既存や2年以降の団体へのチェックリスト、状況に応じた体力測定の実施する。また依頼の中で介護予防等に関する西部ふれあい講座、六中文化祭などで介護予防と健康、閉じこもり・認知症対応につなげていく。 ・民生委員児童委員定例会、芦崎いこいセンター、もりもり会、シニアクラブ等へも定期的に一般介護予防等（認知症含め）の周知活動や講座の実施を地区の状況に合わせて相談対応する。 ・西部ふれあい講座などの交流の場、本城地区・豊里地区で交流の場を継続できるように関係者と協議していく。（2カ所：いこい、東総クリーンセンター：昨年も開催） ・ふれあい交流サロン（なごやか）の啓発と西部地区で新たにサロン開設につながるように情報を取りながら地域関係者と連携していく。
<p>4. これまでのネットワークを活かし、地域における啓発活動を継続して行いながら、在宅医療介護連携の更なるネットワークの拡大・強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等（近隣市町村病院：特に旭市や東庄町、神栖市、香取市）との包括周知、連携の継続を行い、ネットワーク強化を進めていく。 ・医療介護連携支援センターとの連携。 ・連携シートの周知、医療と介護の研修会の協力 ・エンディングノートの周知啓発と配布
<p>5. 今後も高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、2層の協議体の充実も含め地域活動に協力し、介護・医療・生活支援・予防・住まいが包括的・継続的に行われる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い推進会議に参加し、地域課題への協力者（町内会等）や市と協力して資源発掘の調整を行う（近隣市の1・2層活動参加も含め市への活動報告）。若い世代にも参加してもらえるようにSCや地域関係者との情報交換を密にする。昨年2層での防災に関して地

<p>ことを目指す「地域包括ケアシステム」「地域共生社会の実現」の更なる推進を図る。</p> <p>※市をまたいでダブルケアケースもある為、連携も不可欠。</p>	<p>区活動未実施 2 地区の開催に関して市と協力して対応していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村等の SC 活動情報も取りながら市と共有していく。 ・市や地区・関係団体組織、2 層の協議体、SC と協力し、ボランティア意識自主性など地域の生活支援体制（新聞・コープ・とくし丸等）の協力、調整をすすめる。 ・他機関等の連携しながら前期高齢からの男性への没イチ対策も地域の方々と調整対応していく。 ・便利帳の活用と周知、配布と第 3 版に向けて協力していく。
---	---

3 委託仕様書に基づく事業計画

令和 4 年度の目標	具体的対策
<p>【包括的支援事業に関する業務】</p> <p>① 総合相談支援業務</p> <p>重点目標記載 1 の通り</p>	<p>重点目標記載 1 の通り</p>
<p>② 権利擁護業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度のリーフレット等を用いて権利擁護の説明と啓発活動を進めていく。 ・社会福祉士を主として、高齢者虐待、後見制度対応し、勉強会の参加や研修会の開催も含め基礎知識を習得し実践していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 包括作成の成年後見リーフレットを講座等の中で周知啓発する。対象ケースに合わせて基幹型包括と連携して対応する。 ・ 県等の開催研修（オンライン含め）に参加をし、センター内で共有の研修会を行う。 ・ 社会福祉士を主に高齢者虐待、後見制度等のケースにおいては対応方法を検討し、チーム対応していく。 ・ 包括内での後見制度等の研修会を行う。
<p>③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・てうしケアマネクラブ、主任介護支援専門員連絡会等と連携していく。 ・ケアマネ支援を 3 包括で継続して対応していく。 ・個別ケースに合わせた CM 支援をスタッフ 3 職種で対応しながら、他職種、他機関と連携の中でバックアップを心がけていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・てうしケアマネクラブと連携し、3 包括での後方支援を行う。 ・個別ケースに合わせ、CM 等への面談等の中で支援を 3 職種で対応していく。 ・特定事業所の CM と包括で連携し、事例検討会等も開催していく。（オンラインも状況で） ・センター連絡会でのスタッフへの研修を行う。
<p>④ 認知症総合支援事業</p> <p>重点目標記載 2 の通り</p>	<p>重点目標記載 2 の通り</p>
<p>⑤ 在宅医療・介護連携推進事業</p> <p>重点目標記載 4 の通り</p>	<p>重点目標記載 4 の通り</p>

<p>⑥ 生活支援体制整備事業に関する業務</p> <p>重点目標記載5の通り</p>	<p>重点目標記載5の通り</p>
<p>⑦ 地域ケア会議推進事業</p> <p>・会議実施後のモニタリング(定期的な関係者を含め状況確認等)も時期を決め、スタッフ間で把握していく。また地区の個別ケースから地域課題も分析してように意識を持ち、継続的なケース介護の開催を実施していく。</p>	<p>・ケースからの課題を積み重ね、課題の抽出が出来るように個別ケース1ヶ月に1回、定期的に開催予定する。</p> <p>・地域ケア会議を積極的に開催し、蓄積された個別課題から地域課題を分析し、地域ごとの課題を地域共有し不足している社会資源の開発など市と協力していく。また、会議実施後のモニタリングも時期を決め実施する。</p> <p>・市主催の自立支援型・介護予防型地域ケア会議への参加も含め意見や現状の確認をする。</p> <p>・今までの会議の集約を3包括で行っていく。</p>
<p>【指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する業務】</p> <p>CMとの介護予防マネジメントにおけるアセスメント、計画等の状況確認を踏まえて連携を行う。</p>	<p>・新規ケースも受けながら直営件数20件の維持をしていく。※一人5件を心掛け件数の均等を心掛ける。</p> <p>・特定事業所CMとの事例検討会等を3包括と協力して対応していく。</p> <p>・相談時からの基本チェックリストも活用し支援につなげていく。</p>
<p>〈一般介護予防業務に関する業務〉</p> <p>重点目標記載3の通り</p>	<p>重点目標記載3の通り</p>
<p>〈地域支援事業の任意事業に関する業務〉</p> <p>① 家族を支える介護教室 (介護者教室)：精神的負担軽減</p> <p>② 認知症サポーター養成講座 重点目標記載2の通り</p> <p>③ 住宅改修</p>	<p>① 市と協力し、介護家族等の介護者教室に向けてのニーズ確認、情報交換や交流の場として、市と協力して検討対応する。</p> <p>※認知症総合支援事業と連動</p> <p>② 重点目標記載2の通り</p> <p>③ 居宅介護支援、介護予防支援の提供を受けていない要介護・要支援の被保険者、直営担当被保険者への住宅改修理由書を作成する。</p>
<p>〈その他の業務〉</p> <p>① 地域密着型サービス事業所が設置する運営推進会議への参加</p> <p>地域密着型サービス事業所が設置する「運営推進会議」へ参加し、サービスの向上を図り、地域に開かれたサービスとなるよう支援する。</p>	<p>① 地域密着型サービス事業所が設置する運営推進会議への出席をする。</p> <p>・地区担当職員を主に参加し、サービスや地域ごとの特性を把握しながら本来のあり方も含め、共に考えながら適切な運営が行われるよう協力する(状況での書面開催への対応も行う)。</p>

② 銚子市介護保険運営協議会への参加

8期計画の実施状況の把握と銚子市の現状について理解し、圏域の中で必要な部分に関してはスタッフ間で協力して対応を行っていく。

③ 実績報告及び評価

実績報告時、活動状況件数を随時確認・振り返り・軌道修正を行う。

④ 職員の人材育成

職場内研修も日々の研修の報告や事例からの検討会につなげる機会を定期的に開催していく。

⑤ 連絡会等への参加

基幹型、委託型包括の連絡強化とセンター間の総合調整、業務内容の理解を深め、地域の課題解決に向けて共有・連携していく。

⑥ 苦情への対応

苦情には迅速に対応し経過等を記録し、市に報告する。

② 市の計画に沿い、2025年に向けてスタッフ間で情報共有し、会議に出席するとともに、発言などについても積極的な参加を心掛ける。

③ センターの適切な運営のために、毎月業務内容を個々にまとめ市に報告。活動状況をセンター内で現状確認を行う。半年間の集計も含め中間評価を行い、下半期に繋げる。年間活動実績等も市に提出する。

④ 連絡会や状況に応じた外部研修や職場内研修も研修計画をもとに定期的に業務内で開催していく。日々の研修の報告や事例からの検討会につなげる機会をつくる。

⑤

- ・ 県や隣市、市内総合病院等の開催する研修
- ・ 近隣の委託・直営地域包括との交流を交えた情報共有の体制づくり。
- ・ 事業所内での研修や事例検討会などを、定期的に行い資質向上していく。
- ・ 継続的に職種ごとの会議の中で理解を深める機会をつくる。
- ・ 3包括で連絡会の開催し資質向上、連携情報交換をしていく。
- ・ 専門職同士の連携を行って行く。
- ・ 近隣の包括支援センターとの交流、意見交換の場を設ける。

⑥ 日々の対応の中で連絡対応にはスタッフ全体で注意を払いながら対応していくことと記録においても残しながら対応を行っていく。

